

長野県訓令第17号

本府内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、平成21年10月1日から施行します。

平成21年9月28日

長野県知事 村井 仁

第22条中「午後零時15分」を「正午」に改める。

様式第4号中「人事活性化チームリーダー」を「人事課長」に改める。

「

」を「

」に、

「

」の勤務の形態)」を

「

」の勤務の形態)」に改める。」

様式第12号中「人事活性化チームリーダー」を「人事課長」に改める。

人事課

長野県教育委員会訓令第9号

県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成21年10月1日から施行します。

平成21年9月28日

長野県教育委員会

第18条第1項中「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

「

」を「

」に、

「

」の勤務の形態)」を

「

」の勤務の形態)」に改める。」

高校教育課
特別支援教育課